

## 農地転用について

農地転用とは、田んぼや畑などの農地を住宅用地や露天駐車場など、農地以外の用途に変更することです。

農地法では、たとえ自分の土地であっても、農地を転用する場合は、必ず許可や届出が必要になります。

また、一時的に農地を使用する場合でも、一時転用の許可申請が必要になります。

### 制度の概要

第5条	第4条	農地法
他人名義の農地を売買・貸借し、転用する場合	農地の所有者が自ら農地を転用する場合	許可が必要な場合
農地所有者と転用を行う者 (買主(借主))	農地所有者	転用申請者

許可権者はいずれも県知事（4haを超える場合は農林水産大臣と協議）です。市街化区域内の農地は農業委員会へ届出を行い、受理されると転用できます。

### 要件

転用可能な農地（農振農用地以外）であること。

その土地でなければ、事業の目的が達成しないこと。

申請農地が福崎町農業振興地域整備計画書に基づく農振農用地に指定されている場合、原則転用はできません。

指定されているかどうかは、農林振興課担当者にご確認ください。

建物を建築するため農地を転用する場合は、事前にまちづくり課で建築可能かを確認してください。

申請の手続き

農地転用可能かどうかは、農業委員会に事前にご確認ください。

農業委員会に申請書を提出すると、農業委員会が書類審査と現地調査を行います。

農業委員会定例会（月1回）で審議を行った後、県の審査を経て、農地転用が認められた場合、申請者に許可書が交付されます。

転用許可を受けずに転用を行った場合

無断転用した場合や転用許可後に事業計画どおりに転用していない場合は、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、無断転用者等には、3年以下の懲役または三百万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金が科せられることがあります。

問い合わせ先

農業委員会事務局  
（農林振興課内・内線313）

問い合わせ先

農業委員会事務局  
（農林振興課内・内線313）

## スズメバチの巣の駆除にかかる費用の一部を補助します

「福崎町スズメバチ駆除事業補助金交付要綱」を策定し、平成30年4月から、スズメバチの巣の駆除に要する費用の一部を補助します。

補助金の額

駆除作業に要した費用の2分の1に相当する額（100円未満切り捨て、上限5,000円）

補助の条件

町内に営巣されたスズメバチの巣の駆除であって、下記(1)~(4)の全ての条件に該当するもの

- (1) スズメバチ亜科のスズメバチ類の巣(アシナガバチの巣、ミツバチの巣は対象外)
- (2) 町内の住居等の建物(土地の樹木等を含む。)に営巣し、活動しているもの
- (3) 駆除業者に委託し駆除した方
- (4) 住居等の建物の所有者または貸借されている方

手続きの流れ

申請書、駆除委託業者の見積書及び巣の写真を農林振興課に提出。

申請後、駆除委託業者へ依頼。

駆除完了後、報告書、駆除委託業者の領収書の原本、巣の駆除後の写真2枚及び請求書を駆除後30日以内に農林振興課へ提出。

農林振興課から補助金の決定通知書を送付。その後、請求書に記載された口座へ補助金を振込。

問い合わせ先 農林振興課 林務係(内線313)

町ホームページでもお知らせしています

## 不作付地解消に取り組む農業者を支援します!!

3年以上作物の作付を行っていない農地に水稻(主食用米、酒米等)を作付した農業者を対象に、補助金を支給します。

### 要件

平成30年度の水田台帳に記載され、確認を受けていること

3年以上水稻の作付を行うこと

売り先が確保されていることなど

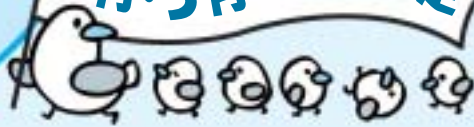
### 支援内容

10aあたり15,000円の補助

ただし、1年目に10,000円・3年目に5,000円

問い合わせ先 農林振興課 農政係(内線315)

## 4月・5月の行事予定



### にこにこひろばで作って遊ぼう!

申し込みは不要です。材料はこちらで用意します。  
9:30～11:00の都合のいい時間におこしてください。

場 所 にこにこひろば  
対 象 就学前の子どもとその保護者  
定 員 先着30人

4月の製作『こいのぼり』  
4月19日(木) 製作時間：約20分  
5月の製作『あじさい』  
5月24日(木) 製作時間：約15分

問い合わせはにこにこひろばへ。

### 親子で楽しむミュージカル 「人間になった猫」

親子向けのオリジナルミュージカルを家族みんな  
で楽しみましょう!

日 時 4月14日(土) 10:30～11:45(受付10:15～)  
場 所 にこにこひろば  
公演者 ミュージカルサークル“みくすじゅうす”  
対 象 就学前の子どもとその家族  
申込先 にこにこひろば

### ママにもできるチャイルドカット

小さな子どもは散髪を嫌がりますね。そんな子  
どもの心理や関わり方についてのお話を聞き、実  
際に前髪カットのようすを見ながら、コツやポイ  
ントを教えてください。

日 時 5月14日(月) 10:00～11:30  
場 所 にこにこひろば  
講 師 松下三奈さん  
定 員 25組  
申込先 にこにこひろば



### 「おそびのひろば」

おんがくあそびの会【ドレミ】  
4月12日(木)・5月10日(木) 10:00～11:00  
八千種研修センター  
歌を歌ったり、リズム遊びなどの音楽遊びをします。  
・問い合わせはともだちひろばへ。申込は不要です。

### わらべうたあそび

親子で楽しめるわらべうたあそびを、子育て支  
援センターのスタッフがご紹介します。

日 時 4月23日(月) 10:00～11:00  
場 所 おひさまらんど  
対象 就園前の子どもとその保護者  
定員 15組(先着順)  
申込先 おひさまらんど  
4/2(月)から受付。



### 地域支援活動 “すきっぷひろば”

地域の公民館に出向き、すきっぷひろばを開きます。  
お子さんといっしょに絵本やわらべうた遊びを楽しみ  
ながら、子育ての悩みを話したり、情報交換したりして、  
ゆったりと過しませんか。

日 程	実施場所	日 程	実施場所
5月15日(火)	西野公民館	6月1日(金)	西光寺公民館
5月17日(木)	八千種幼稚園	6月4日(月)	山崎公民館
5月21日(月)	辻川公民館 (ミニデイと交流)	6月8日(金)	新町公民館
5月25日(金)	高岡幼稚園	6月12日(火)	八反田公民館
【時間】10:00～11:00 どこの公民館でもご参加 いただけます		6月20日(水)	加治谷公民館
		6月22日(金)	新町公民館 (ミニデイと交流)
		6月28日(木)	田尻公民館

問い合わせ先 子育て支援センター

#### 個別相談

4月17日(火)・5月15日(火) 10:00～14:00  
場所：文化センター 2階 和室  
個別相談員：大内和恵

申込は下記の3施設  
で受付します

おひさまらんど、にこにこひろばでは、幼稚園園庭でも遊べます。(受付必要。) 4月は除く  
定員を定めている行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。  
子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば  
(西部子育て学習センター)  
火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階  
☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど  
(福崎子育て支援センター)  
月～金曜日 9:00～17:00  
土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内  
☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば  
(東部子育て学習センター)  
月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内  
☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することはEメール [ko-shien@town.fukusaki.ne.jp](mailto:ko-shien@town.fukusaki.ne.jp)

## 国民健康保険への加入・脱退の届けはお早めに

会社を退職され国民健康保険(国保)に加入したり、就職などにより社会保険に加入し、国保から脱退される場合は、必ず届けが必要です。

国保へ加入する場合

(手続きに必要なもの)

- ・直近の社会保険喪失証明書などの社会保険をいつ喪失したかがわかる証明書(離職票は不可)
- ・印鑑
- ・届けに来られる方の本人確認証明書(官公署発行の顔

写真つきのもの)

退職などにより国保に加入しなければならぬのに届けをせず後日届出をされた場合でも、加入日は直近社会保険を脱退された日です。国保税はその社会保険の脱退日まで最長3年さかのぼって納めていただくこととなります。別世帯の方が届けに来られる場合は委任状が必要です。

国保から脱退する場合

(手続きに必要なもの)

- ・社会保険被保険者証(社会

保険加入により国保を脱退される方全員の証)

- ・返却いただく国保証
- ・印鑑

社会保険の資格取得日以降に国保証を使用して治療を受けられた場合は、総医療費(10割)から自己負担額を除いた分を返金していただく場合があります。

問い合わせ先

健康福祉課 国保医療係  
(内線355・356)

## 国民年金の手続きに必要なものが変わりました

マイナンバー制度導入に伴い、国民年金の各種届出書・申請書に個人番号の記入が必要となりました。個人番号を記入いただく場合、マイナンバー法第16条に基づき、以下のとおり本人確認(マイナンバーの確認と身元(実存)確認)を行うことが義務づけられています。

マイナンバーの確認(いずれか1点を原本で確認)  
マイナンバーカード  
通知カード  
マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

身元(実存)確認(いずれか1点を原本で確認)  
マイナンバーカード  
運転免許証、運転経歴証明書  
住民基本台帳カード(写真付きのもの)  
パスポート  
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳  
在留カード、特別永住者証明書  
官公署が発行した資格証明書  
小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事免許証など  
上記による確認が困難な場合は、次に掲げる書類2つ以上による確認(氏名、生年月日(又は住所)が記載されたもので、有効期限内のものに限る)

- ① 保険証
- ② 介護保険証
- ③ (特別)児童扶養手当証書
- ④ 年金手帳、年金証書
- ⑤ 日本年金機構が発行した通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書)
- ⑥ 印鑑登録証明書
- ⑦ 学生証(写真付きのもの)

なお、代理人が届出に来られる場合は、本人のマイナンバー確認にあわせて、戸籍謄本、委任状等の書類による代理権の確認と、代理人の身元(実存)確認が必要です。

代理権の確認(原本で確認)

- (1) 法定代理人の場合 戸籍謄本等
- (2) 任意代理人の場合 委任状

問い合わせ先 住民生活課(内線374)

## 国民年金保険料について

平成30年度の国民年金保険料は月額16,340円です。保険料の納付期限は翌月末です。保険料をまとめて前払い(前納)すると保険料が安くなります。

また、一般保険料に400円の付加保険料をプラスすると、将来の年金額に上乗せして支給される制度もあります。

## 国民年金保険料学生納付特例制度について

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

問い合わせ先 住民生活課(内線374)

## 4月から下記手当の 支給額が変更になります

### 【児童扶養手当】 (月額)

全部支給	現行	変更後
第1子	42,290円	42,500円
第2子	9,990円	10,040円
第3子以降	5,990円	6,020円

8月の支給(4月～7月分)から変更となります。

### 【特別児童扶養手当】 (月額)

	現行	変更後
1級	51,450円	51,700円
2級	34,270円	34,430円

8月の支給(4月～7月分)から変更となります。

### 【特別障害者手当】 (月額)

現行	変更後
26,810円	26,940円

5月の支給(2月～4月分)から変更となります。

### 【障害児福祉手当】 (月額)

現行	変更後
14,580円	14,650円

5月の支給(2月～4月分)から変更となります。

問い合わせ先

児童扶養手当・特別児童扶養手当に関すること  
住民生活課(内線374)  
特別障害者手当・障害児福祉手当に関すること  
健康福祉課(内線365)

「特定医療費(指定難病)(小児慢性)受給者証」  
をお持ちの方へ

### 平成30年4月1日から見舞金制度が変わります

基準日において要件を満たす方に見舞金の支給  
をしていたものが次のように変わります。

### 治療に必要な経費の一部として 交通費を支給します

#### 【対象者】

有効期限が支給年度の9月30日を含む特定医療  
受給者証をお持ちの方  
医療機関において対象疾患の医療を受けてい  
る方  
生活保護法による医療扶助を受けていない方  
福崎町重度障害者(児)福祉車両等事業及び外  
出支援サービス事業を利用していない方

#### 【申請・支給内容】

10月～翌年9月の1年間で「月1,000円×受診  
月数」を助成(上限12,000円)  
上記期間の受診が分かる物及び有効期限のあ  
る受給者証を11月末までに提出  
領収書や受診証明書など

\*平成30年度の助成対象期間は、平成30年4月か  
ら9月分までです。

\*過去に見舞金制度を利用された方には、9月頃  
に案内します。

問い合わせ先 健康福祉課(内線365)

## 人生いきいき 住宅助成事業 のお知らせ

人生いきいき住宅助成事  
業は、お住まいになってい  
る住宅のバリアフリー改造  
を支援する制度です。

4月から、対象となる高  
齢者の年齢を「60歳以上」  
から「65歳以上」に引き  
上げます。

問い合わせ先 健康福祉課  
(内線354・364)

## 就学援助金及び通園補助金のお知らせ

特別支援学校や障害福祉サービス提供事業所に通う方で、支給要件を全  
て満たす場合は「就学援助金」や「通園補助金」が支給されます。

#### 【対象者】

##### 就学援助金

特別支援学校に就学する児童生徒の保護者

##### 通園補助金

町外の障害福祉サービス提供事業所に週3回以上通う障害者手帳所持者  
無料送迎利用の場合や事業所から交通費の補助がある場合は支給さ  
れないことがあります。

#### 【申請に必要なもの】

- 特別支援学校又は障害福祉サービス提供事業所が発行する在学・在園  
証明書
- 印鑑
- 振込先口座を確認できるもの(通帳など)

問い合わせ先 健康福祉課 町民福祉係(内線365)

## 放課後子ども教室 指導員募集!

小学校低学年の子どもたちが、高学年の子どもたちの授業が終わるまでの時間を安全に安心して過ごせるよう保育や指導をしてくださる方を募集します。

子どもが好きで児童の健全な育成に意欲がある方(できれば保育士資格、幼稚園・学校教員免許をお持ちの方)はぜひご応募ください。

勤務場所 田原放課後子ども教室  
八千種放課後子ども教室

勤務時間 14:30～16:30

田原放課後子ども教室：毎週月曜日

八千種放課後子ども教室：毎週火曜日

長期休業中(夏休み・冬休み・春休み)、学校行事等で特別に指定する日(休校日、授業が午前中で終わる日など)は除きます。

採用予定人数 若干名

時給 870円(交通費なし)

その他 福崎町のアルバイト登録が必要です

【問い合わせ先】学校教育課(内線252)

## 給食共同調理センターの一部業務を委託しました

4月から、給食共同調理センターの調理及び配送業務を民間業者に委託しました。

献立の作成や食材の発注など、調理と配送以外の業務は今までどおり町が実施します。

学校給食の質は維持しつつ、民間業者の専門的な知識・技術を活用し、今後も安全・安心な学校給食の提供に努めます。

調理・配送受託業者：コーベフーズ株式会社  
(給食センター)

## こうふく苑(火葬場)の使用料金区分の要件を変更します

4月1日から、こうふく苑を「関係市町料金」で使用できる要件が、下記のとおり変更になりました。

【関係市町料金の対象】

3月31日まで	⇒	4月1日から
死亡者又は申請者(喪主)が福崎町・旧香寺町の住民		死亡者が福崎町・旧香寺町の住民

問い合わせ先 住民生活課(内線372・373)

## 福崎駅前西駐車場 月極契約受付開始

平成30年度駅前西駐車場の月極契約の受付を開始します。通勤・通学等での駐車にご利用ください。

利用形態 定期駐車場及び時間貸し駐車場  
使用料

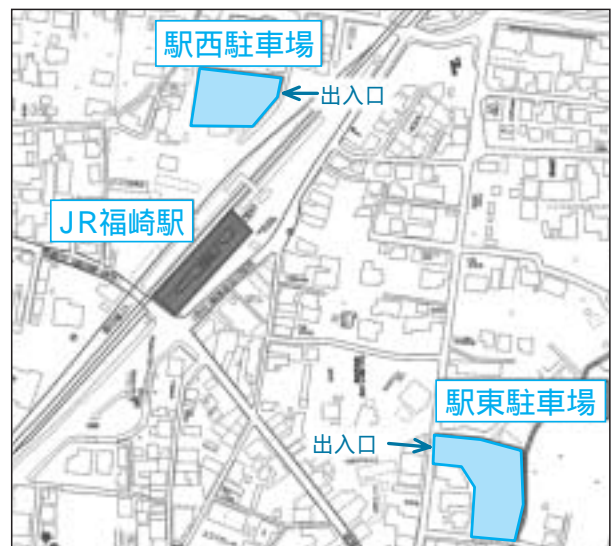
定期駐車：4,320円(1台/1月)

時間貸し駐車：1時間100円(1日400円限度)

時間貸しについては、駅前東駐車場もごさいます。(最初の30分無料。以降は入庫時間からの駐車料金。)

申し込み・問い合わせ先

まちづくり課(内線334)



## 市川河川公園 水の広場をリニューアル

市川河川公園内にある水の広場をリニューアルしました。底には川石が並び、腰をかけやすい石もあります。市川の河原にいるような感覚で、水に親しみやすいつくりになっていますので、ぜひご利用ください。



濡れた石は非常に滑りやすいため、十分にご注意してご利用ください。(まちづくり課)

## 第36回福崎町美術展開催

会 期：5月18日(金)~20日(日)  
9:00~17:00(20日は15:00まで)  
会 場：エルデホール



日本画、洋画、書、写真、  
彫塑工芸5部門の公募作品  
を展示します。  
多数のご来場をお待ちし  
ています。  
(文化センター)



“ココロ豊かなふるさきを”を願って

“広げようフラワーボランティアの輪”

福崎町内の花壇などのお世話をしているボランティアの活動予定(4/20~5/19)をお知らせします。ぜひボランティア活動にご参加ください。

ココロクラブ

4月28日(土) 9:00~ 役場周辺街路樹下手入れ  
みどりのグループ

5月2日(水) 9:00~ 七種川沿い新町花壇

5月16日(水) 9:00~ 元JA八千種前・大貫花壇

問い合わせ先 文化センター ☎22-3755  
(コミュニティ推進専門員)

## くらしのゼミナール



### 季節を彩る 和菓子をつくろう!

日 時 5月27日(日) 13:30~16:00  
会 場 生活科学センター調理室  
講 師 長浜恒久先生  
参加費 800円(材料費)  
定 員 15人(定員になり次第締切)  
受付日時 4月12日(水)~26日(木)  
持ってくる物 エプロン・手拭きタオル  
和菓子持ち帰り容器

### 手づくり料理教室 参加者募集

実施期間 5月~10月の概ね第3水曜日  
食品工場の見学会(年1回)も行います。  
場 所 生活科学センター  
時 間 10:00~13:00  
参加費 材料費  
定 員 40人(定員になり次第締切)  
受付期間 4月12日(水)~26日(木)

申込先 生活科学センター ☎22-4977

## 近畿運輸局からの「地域連携サポートプラン提案書」の交付及び福崎町地域公共交通網形成計画策定のお知らせ

福崎町は国土交通省近畿運輸局と平成29年7月に地域の公共交通を軸にまちづくりの課題解決を目指す「地域連携サポートプラン協定」を締結しました。その後、町と近畿運輸局は複数回にわたり現地視察や交通事業者との協議を重ね、平成30年2月23日に地域連携サポートプランによる提案書が交付されました。

主な内容として、運送サービスの改善によるサービス向上や既存の交通手段の活用による移動手段の確保などが提案されました。詳しい内容は、近畿運輸局HPに掲載されていますのでご覧ください。



また、この提案内容も参考として地域公共交通全体のマスタープランとなる福崎町地域公共交通網形成計画を3月29日に策定しました。この計画を推進するためにサルビア号の運行について、10月1日から郊外便川西地区を奇数日運行から毎日運行に変更することや、神崎総合病院への診察需要に應えるために市川町と連携したコミュニティバスの運行を開始するなど大幅な制度変更を行います。今後、地域公共交通網形成計画の概要版を各戸配布するとともに制度変更の説明会を自治会ごとにも実施していく予定です。

計画の詳しい内容は、福崎町HPに掲載していますので、是非ご覧ください。



【問い合わせ先】まちづくり課 都市計画係(内線336)

福崎町HP(<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>)

近畿運輸局HP(<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/kansai/program/fukusaki.html>)